

【会社法制分野】

◆最優秀

「もしも「売渡株式等の取得の無効の訴え」がなかったならば」

笠原 武朗（九州大学大学院法学研究院 准教授）

---

特別支配株主の株式等売渡請求制度による売渡株式等の取得の効力については、新株発行や組織再編の効力についてと同様の形成無効の仕組みが採用されているが、通常の株式と金銭の交換取引と区別してあえて特別に法的安定性の確保や画一的処理を目指すことの望ましさは自明ではない。本稿は、多様な状況について同一の形成無効の仕組みを及ぼしている現状に対する批判的な問題意識を背景に、仮に売渡株式等の取得の無効の訴えがなかったならばいったいどのような状況になるのかについて検討するものである。直接的には売渡株式等の取得の効力についての立法論上、解釈論上の示唆を得ること、それとともに、上記の問題意識からする今後の研究の準備作業を行うことを目的とする。

検討の結果は大略、次のようなものである。売渡株式等の取得の効力につき特別な規定がないという仮定的な世界においても、はじめから当然に取得は無効とすべき場合があり、その場合、確かに現行法の下では考える必要のない様々な問題が発生しそうではあるが、多くは解釈によって一通りの対応が可能ないように思われる。ただ、売渡株主等の側から無効の主張が長期間にわたって出てくる可能性が残ることについては解釈による対応では限界がありそう、あるいは不確定な要素が多そうである。すなわち、特別支配株主の側から取得が有効であることの確認の訴えを提起する余地はあるが、取得を無効と解すべき事情がある場合にはそのような訴えは当然認められない。対象会社としては、誰を株主として取り扱うべきかにつき確認の訴えにより確定させることはできそうであるが、それ以前の不安定な状況を解釈により完全に解消するのは難しい。売渡株式等についての転得者や担保権者は善意取得によって保護される可能性しかないところ、対象会社を完全子会社として譲り受けた者等が有するであろう、売渡株式等の取得の効力の早期確定のニーズは考慮すべきかもしれない。

また、各売渡株主等がそれぞれ無効を主張するだけでなく、誰かのイニシアチブにより一律に無効を確定させる可能性を認めるべきかという問題もある。売渡株主等の利益保護の観点からすると、状況によっては一律に無効を確定させる可能性を認める方がよい場合もありうるが、それを適切な範囲で認める解釈はかなり難しい。

以上の検討から得られる立法論上の示唆は次のようなものである。株主として遇されるべき者が長期に亘って不安定な状態にあるという問題に立法で対処するならば、例えば、

売渡株式等の取得に何らかの瑕疵があっても取得は有効なものとしつつ、そのような瑕疵があることを売渡株主等の期間制限のある個別的な解除権の発生原因とすることが考えられる。現行法上の売渡株式の取得の無効の訴えも一つの選択肢ではあるが、一部の売渡株主等や対象会社のイニシアチブで全ての取得の効力が一律に否定される点に大きな違いがある。そのような一律の処理の望ましさは場合によるが、立法によって零細株主の保護を考えるのであれば、取得の効力を否定する制度ではなく、追加的な対価を与える制度による方がより直接的で適切である。

一方、解釈論として考えるべきことは、無効の訴えによる一律の効力の否定をそれが望ましい場合に限定することである。すなわち、裁判所が無効原因の有無を考える際には、株主の分布、原告の属性、主張されている瑕疵の内容等を総合考慮し、一律に無効とすることが適切な状況であるか否かを考えるべきである。そうすると無効原因の有無はかなり不明確になるが、形成無効や将来効によって対象会社や第三者に与える影響は極小化されているので、それは大きな問題ではない。